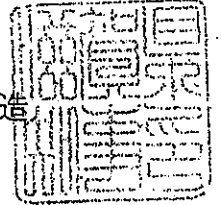


資料 1

滋水第 105 号
令和 6 年(2024 年) 2 月 22 日

琵琶湖海区漁業調整委員会
会長 谷口 孝男 様

滋賀県知事 三日月 大造



知事許可漁業の制限措置および許可等の申請期間について (諮問)

このことについて、滋賀県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 1 号に規定するえびたつべ漁業、同項第 8 号に規定するよし巻漁業、同項第 9 号に規定するかご漁業、同項第 10 号に規定する竹筒漁業、同項第 11 号に規定する延縄漁業および同項第 12 号に規定する引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を定めるにあたり、漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を問います。

知事許可漁業の制限措置および申請期間について

えびたつべ漁業、よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業および引縄釣漁業（以下「随時許可漁業」という。）の申請期間が令和6年3月31日をもって期限を迎えるため、新たな制限措置と申請期間を定めたい。

1. 制限措置

許可漁業の制限措置については、以下の通りとする。なお、内容は、直近の制限措置（令和5年9月26日公示）と同じ。

新たに定める制限措置

漁業種類	船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
えびたつべ漁業 (動力漁船を使用するもの)	定数なし	5トン以下	127キロワット以下	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
えびたつべ漁業 (動力漁船を使用しないもの)	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7月20日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
引縄釣漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	12月1日から翌年9月30日まで	滋賀県に住所を有する者

2. 申請期間

随時許可漁業の許可の申請期間は、以下のとおり、令和6年4月1日から令和6年9月30日までとします。

漁業種類	現在有効な公示の申請期間	新たに公示する申請期間
えびたつべ、よし巻、かご、竹筒、延縄および引縄釣	令和5年10月1日から 令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和6年9月30日まで

3. 随時許可漁業の許可の有効期間

随時許可漁業については一斉切り替え方式を採用することになっており、これに伴って各漁業の許可の満了日を統一するべく、許可の有効期間を短縮しております。このことから、今回受け付ける申請についても、許可の有効期間を短縮して許可することとします。

漁業種類	許可の満了日
えびたつべ漁業	令和8年12月31日
よし巻漁業、かご漁業、竹筒漁業、延縄漁業	令和8年11月30日
引縄釣漁業	令和8年10月31日

滋賀県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第4条第1項第1号に規定するえびたつべ漁業、同項第8号に規定するよし巻漁業、同項第9号に規定するかご漁業、同項第10号に規定する竹筒漁業、同項第11号に規定する延縄漁業および同項第12号に規定する引縄釣漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定め、令和6年4月1日から施行する。

令和6年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	船舶等の数 または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
えびたつべ漁業（動力漁船を使用するもの）	定数なし	5トン以下	127キロワット以下	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
えびたつべ漁業（動力漁船を使用しないもの）	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
よし巻漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	7月20日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者
かご漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
竹筒漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
延縄漁業	定数なし	—	—	県内全域	周年	滋賀県に住所を有する者
引縄釣漁業	定数なし	—	—	琵琶湖	12月1日から翌年9月30日まで	滋賀県に住所を有する者

2 申請期間 令和6年4月1日から令和6年9月30日まで